

御嵩町新庁舎等整備事業

今後の方針に関する説明会

令和6年8月19日(月) 19:00～ 伏見公民館 3階大ホール
令和6年8月21日(水) 19:00～ 中公民館 3階大ホール
令和6年8月26日(月) 19:00～ 上之郷公民館 2階大ホール

1. これまでの経緯について (2ページ)
2. 町及び議会による懇談会について (3ページ～4ページ)
3. 今後の方針について (5ページ～14ページ)
4. 造成及び建物配置計画の見直しについて (15ページ)
5. 今後のスケジュールについて (16ページ)

※懇談会での合意内容は、別紙「取りまとめ報告書」をご覧ください

※「取りまとめ報告書」は、町ホームページに掲載のほか
右のQRコードからもご覧いただけます



1. これまでの経緯

これまでに進めてきた新庁舎等整備事業の手順や経緯等について、「**第三者委員会**」による客観的な評価検証



調査報告書受理(令和6年4月4日)

新庁舎候補地選定のプロセス、中保育園・中児童館併設に関する経緯、候補地の安全性、事業費の妥当性や財源措置の考え方など、様々な観点から検討した結果、いずれも合理性があり問題となる点はないと結論付ける

議会とのコミュニケーション不足が混乱を招いた原因であるとの指摘



町は今後の方針を決めるにあたり、町議会と一定の合意のもと進めていく必要があると考え「懇談会」を設置

2. 町及び議会による懇談会

御嵩町及び御嵩町議会新庁舎等整備事業懇談会を設置

【懇談会の目的】

現計画に関して、早急に解決を図る必要性を共有し、今後の町政を見据えた視点から今後先に進むための意見交換を行い、一定の合意方針に達すること

町長及び議長を共同座長とし、全議員出席のもと懇談会を開催

6月12日の設置以降、全5回にわたる集中的な議論を重ねた



2. 町及び議会による懇談会

◆庁舎の位置について議論



耐震補強

- ・現庁舎の耐震工事には限界がある
- ・大規模改修しても近い将来、建替えは必要であり不経済

現地建替

- ・駐車場不足や土砂災害のリスクなど、現地建て替えには限界がある
- ・現地建て替えと移転新築に大きな金額の差が生じない

移転新築

- ・移転新築した方が課題解決に寄与するメリットが大きい



候補地の検討・評価

⇒ 移転して進めることで全員合意

- ・複数の候補地から比較検討し、住民を交え計画地を選定してきた経緯
- ・地権者に対する責任、協議を行ってきた関係機関等への責任を有する
- ・盛土による非浸水や長期湛水の危険性が低いなど、計画地の安全性を確認
- ・昨今の災害対応の事例から見る防災対応力の確保(緊急輸送道路、防災広場)
- ・若い世代から要望のある広い公園の整備、町の中心に近い立地条件

⇒ 庁舎の位置は、現計画地(21号バイパスエリア)で進めることで全員合意

◆現計画の見直しについて議論

庁舎位置の決定をもとに、「事業費削減」「町民ホール」「庁舎の構造・機能」「保育園・児童館の併設」など、各要点ごとの議論を行った

◆ 今後の方針について

懇談会にて**一定の合意**に達したため、次のとおり早急に進めます

1. 新庁舎の位置は現計画地(21号バイパスエリア)で進めます
2. 事業費縮減を徹底的かつ確実に図ります
3. 町民ホールは今計画では休止します
4. 新庁舎の構造を見直します
5. 新庁舎の機能や建物規模を見直します
6. 保育園・児童館は同一敷地内に整備します
7. 現3施設(庁舎、中保育園、中児童館)の安全対策を進めます

1. 新庁舎の位置は現計画地(21号バイパスエリア)で進めます

- ・科学的根拠に基づき、防災の中核拠点となる安全性を確認(非浸水)
- ・災害時における機動性と対応能力の評価(防災広場)
- ・町民の生活福祉向上への寄与(公園機能、園庭利用)
- ・まちづくりや産業振興など良好な立地場所としての評価

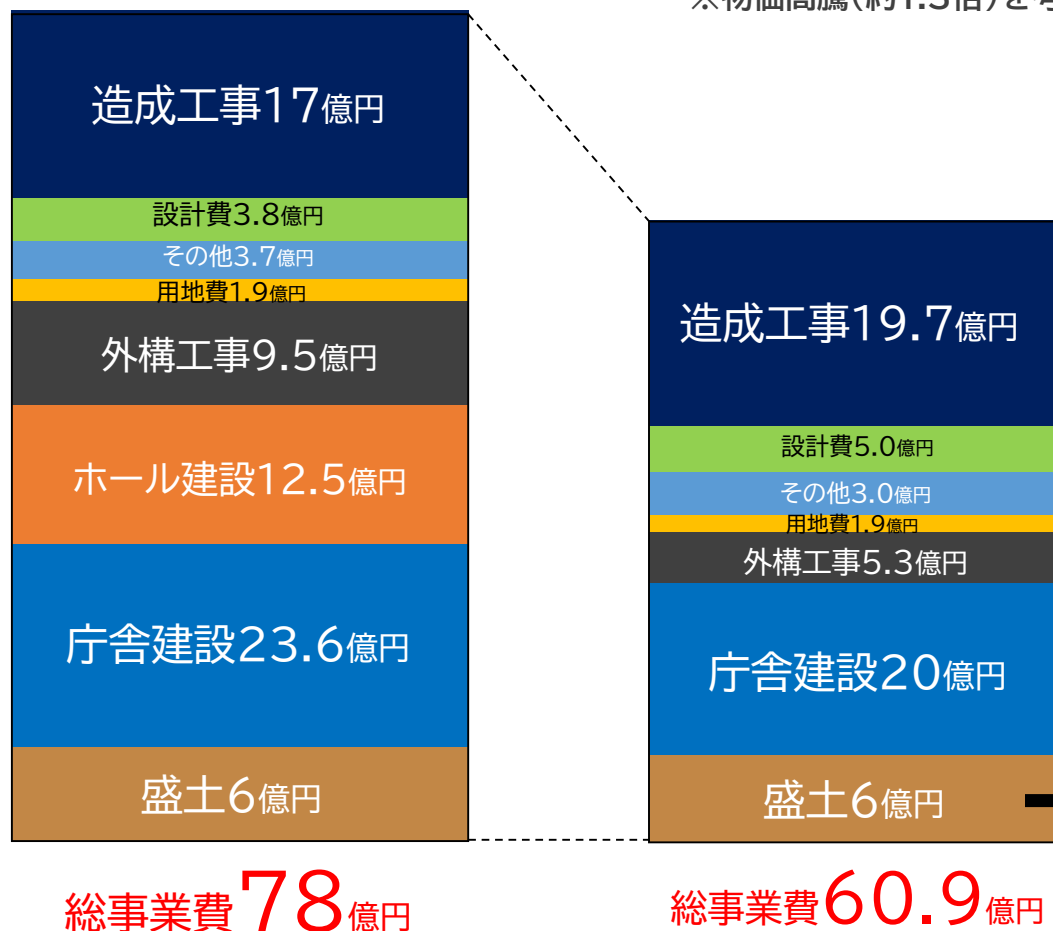
⇒ これら総合的に検討し、**現計画地で進めるのが最適**であると判断



2. 事業費縮減を徹底的かつ確実に図ります

- ・市民の安全安心を守るため防災上必要なモノは備え、簡素で**質実剛健な庁舎**とする
- ・**当初の78億円**の総事業費に対し、**61億円**を超えない額を意識し削減に取り組む

※物価高騰(約1.3倍)を考慮した場合、総事業費の見込み額は約76.5億円と試算



【盛土購入費について】

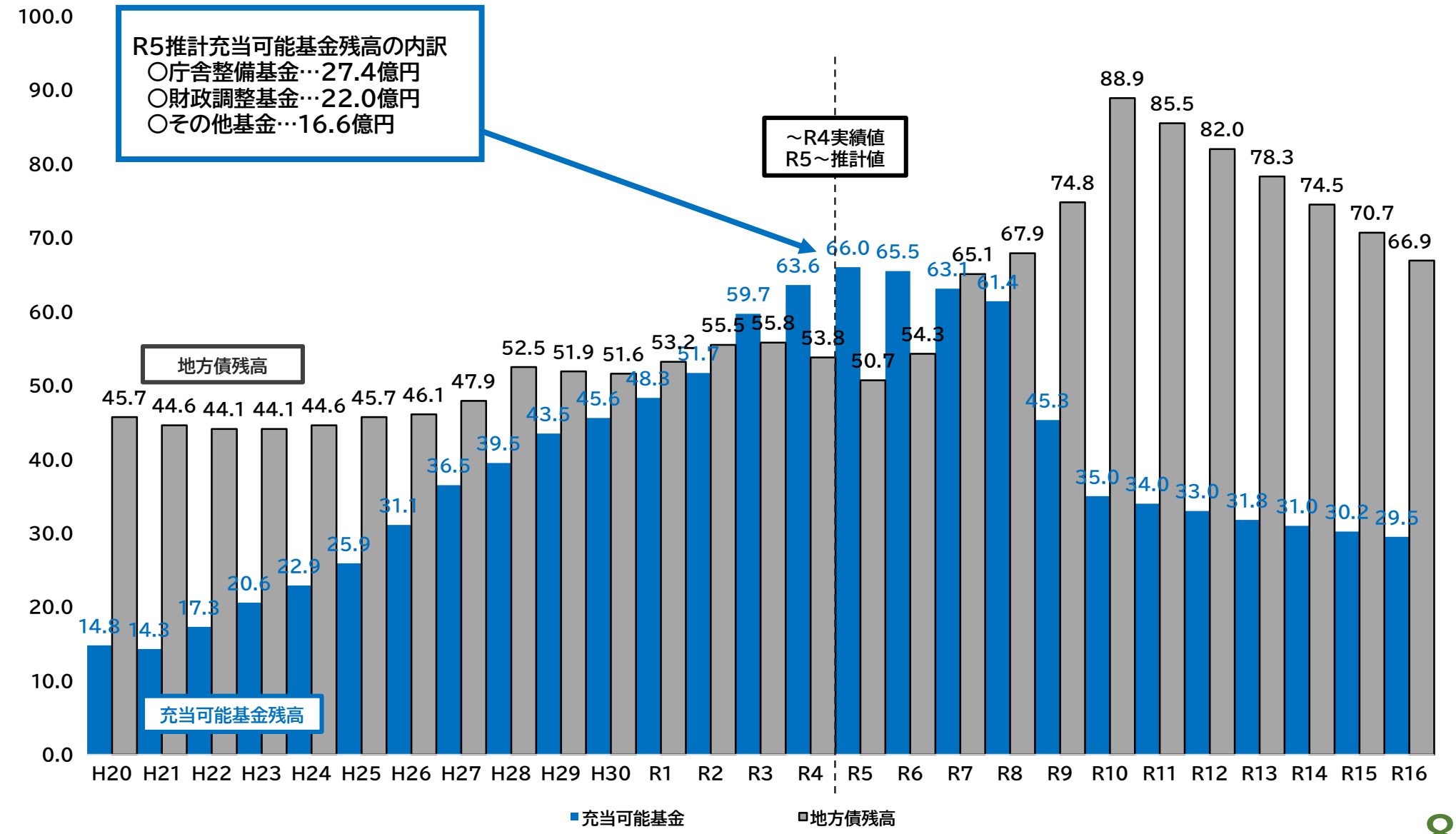
- ・盛土購入は6億円を見込むものの他の建設発生土を無償もしくは安価に確保できるよう関係機関との協議交渉を行う



3. 今後の方針

財政シミュレーション(地方債残高)

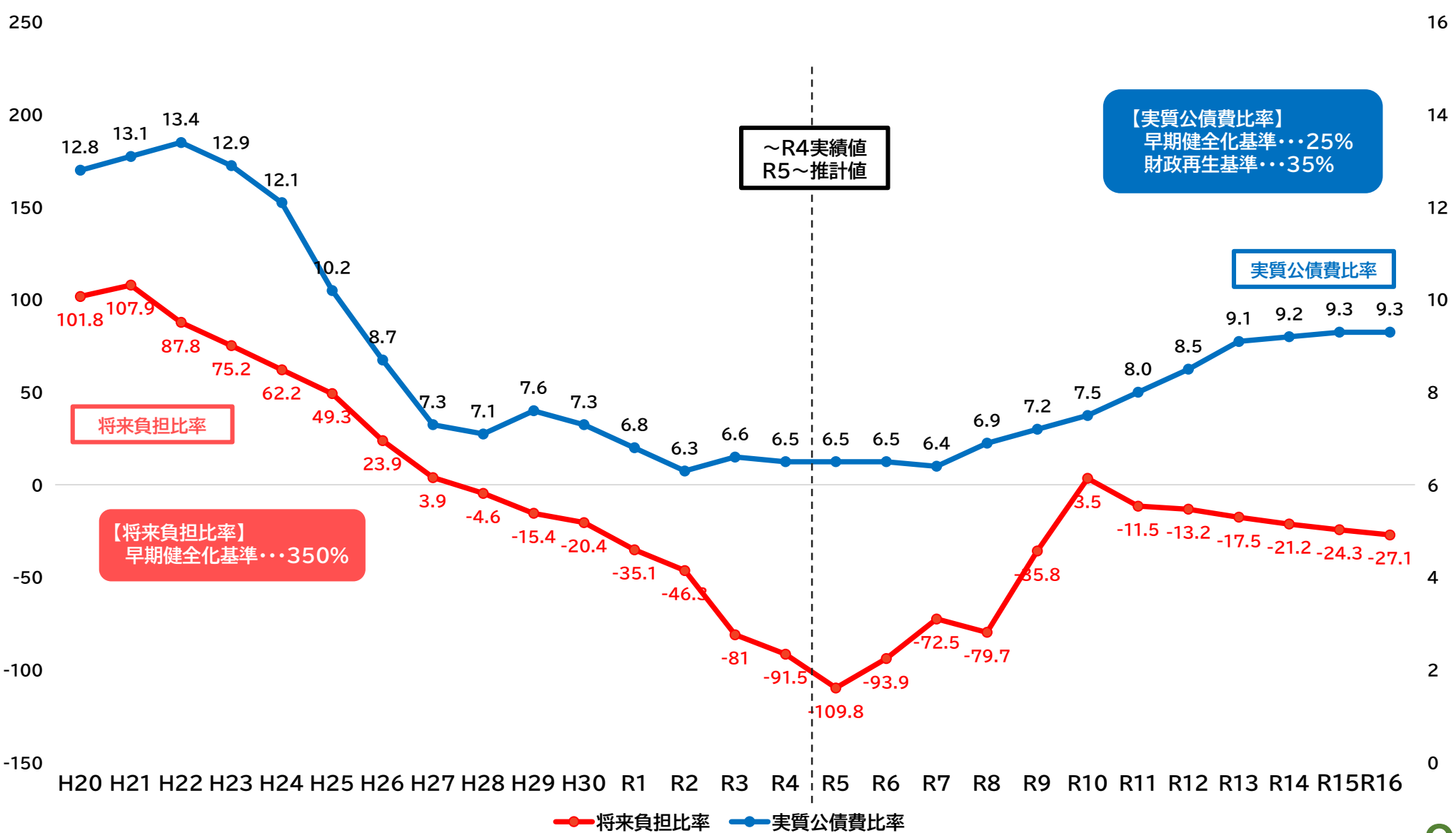
※物価高騰(約1.3倍)を考慮した約76.5億円
および児童館建設費約2億円を考慮し試算



3. 今後の方針

財政シミュレーション(財政健全化指標)

※物価高騰(約1.3倍)を考慮した約76.5億円
および児童館建設費約2億円を考慮し試算



3. 町民ホールは今計画では休止します

- ・まずは最優先課題である庁舎、中保育園、中児童館の整備を進めます
- ・ホール整備への強い要望があることは認識した上で、機能や場所を含め再考します
- ・ニーズ調査を行うと共に、本来の必要性や運営コスト、今後の運用面など**改めて町民の皆様と議論します**



町民ホール跡地の利用について

- ・町民ホール建設を予定していた敷地は多目的に利用できる防災広場として整備します
- ・普段は子供たちの屋外遊戯場としての利用や各種イベントの開催のほか、災害時の防災活動スペースとしての利用を想定します

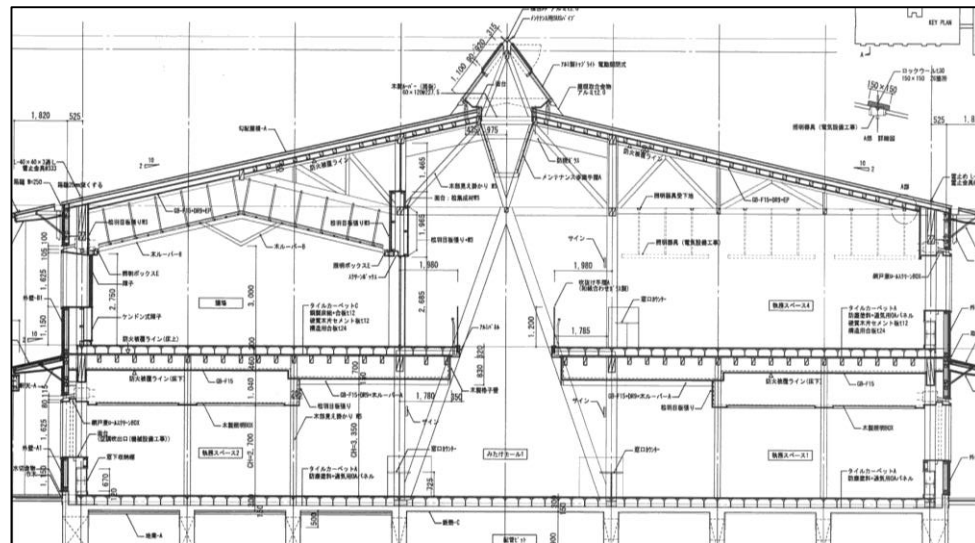


3. 今後の方針

4. 新庁舎の構造を見直します

・施設の長寿命化や空間確保の観点から、より強固で耐用年数の長い**RC造**(鉄筋コンクリート造)もしくは**S造**(鉄骨造)へ**変更**します

構造	税法上の耐用年数 (減価償却資産耐用年数)
RC造	50年
S造	38年
木造	24年



・これまでに調達した木材を無駄にしないよう、庁舎屋根材や内装木質化への利用、他施設での活用を図ります



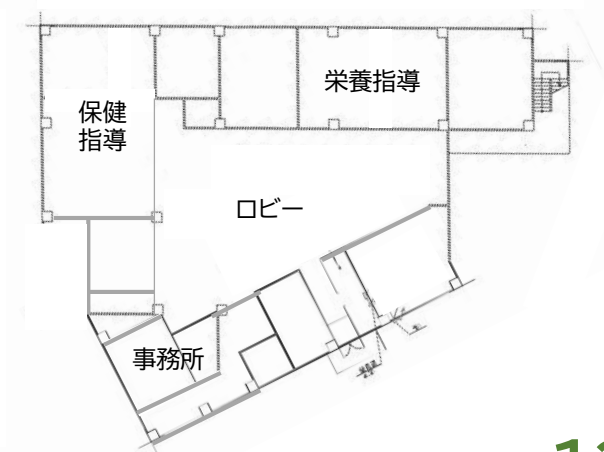
5. 新庁舎の機能や規模を見直します

- ・庁舎の機能や規模は、コロナ禍やDX、脱炭素など社会情勢の変化に合わせた不断の見直しを図ります
- ・利便性や町民サービスの観点から、町民の皆様が使いやすい庁舎機能導入を目指し、**ワークショップや車座等**において多くのご意見、アイデアを聞きながら進めます

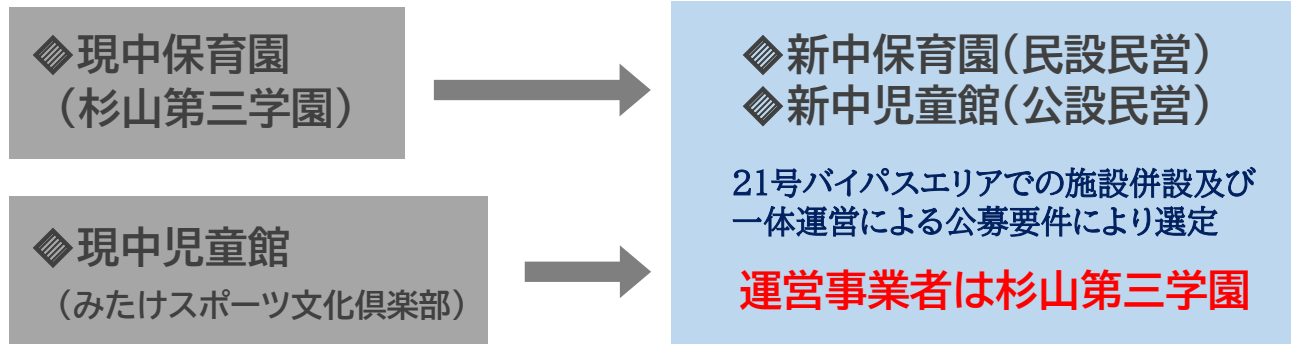


保健センターの移設に関して

- ・保健センターは北庁舎に残置せず、新庁舎の構造やレイアウトの見直しにより、新庁舎建物内に整備できないか検討します
- ・なお、新庁舎内が手狭になることも想定されるため、建物が若干拡張する可能性も考慮します
- ・**保健センター利用者の意見**も踏まえて判断します



6. 保育園・児童館は同一敷地内に整備します



- ・保育園事業者の選定において、民設民営方式による**新庁舎計画地(21号バイパスエリア)での保育運営、併設する新児童館の一体運営の公募要件**が示された上で事業者の選定がなされている
- ・保護者等利用者の利便性や安全性の観点、施設の管理運営の観点から同一敷地内における一体管理が望ましい
- ・杉山第三学園からは、当初要件どおり**計画地での早期開園と認定こども園化の意向**を伺っており、子どもの安全と快適な保育環境を守る観点から、早く進めてほしいと伝えられている
- ・駐車場確保や防災広場の園庭利用など充実した保育・遊戯環境の提供が可能

7. 現3施設(庁舎、中保育園、中児童館)の安全対策

現庁舎の安全対策

- ・移転新築までの間、耐震性を満たさない現庁舎は使用せず、北庁舎2階及び3階への機能移転、現敷地内での仮設庁舎や他施設への分散化を検討します



中保育園の安全対策

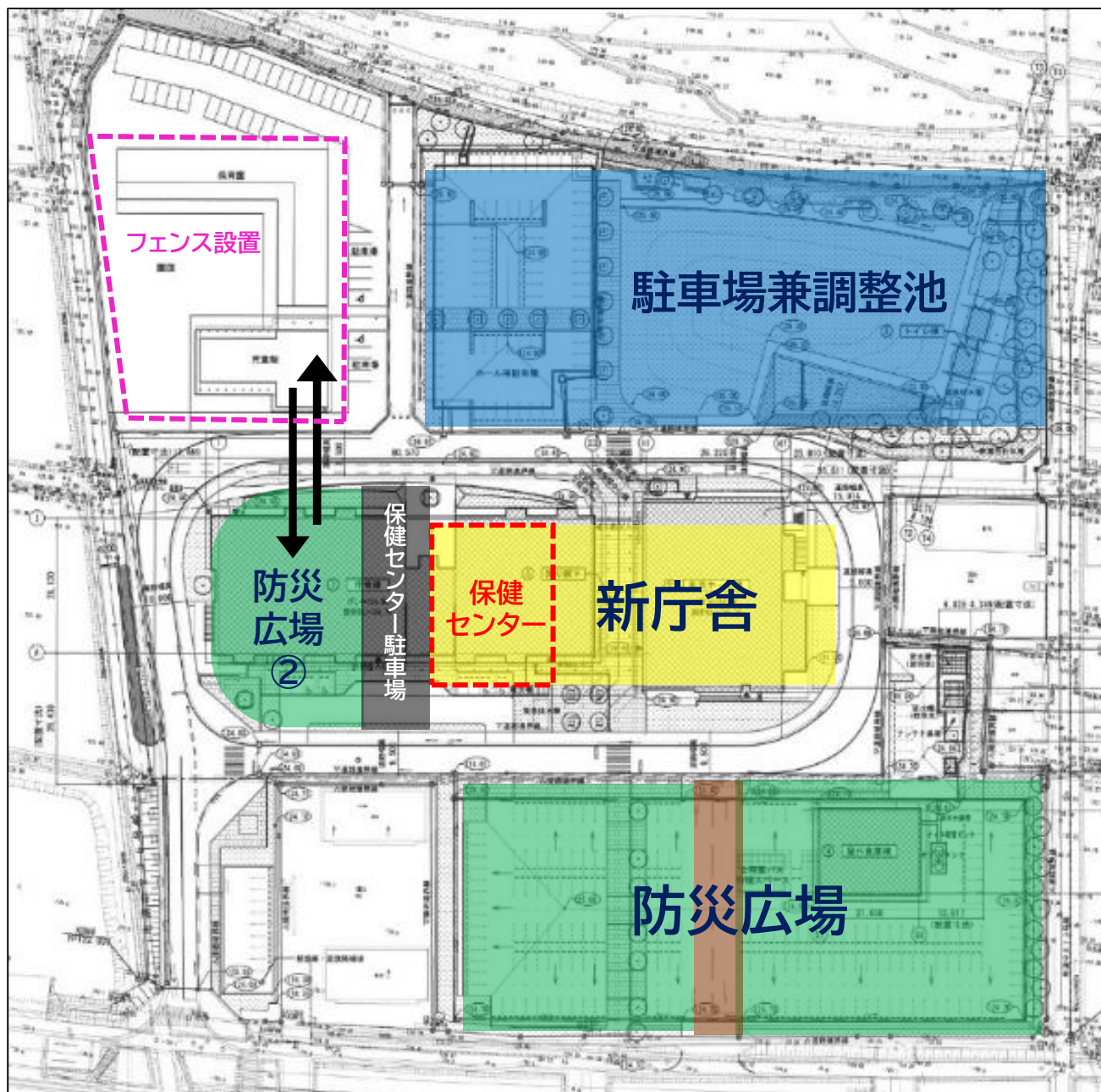
- ・令和4年度に実施した壁面補強工事により、国が定める所要の耐震性能を当面確保しました
- ・一方で施設の老朽化が著しいことから、移転新築までの間、老朽化対策や衛生環境の改善に向けた対策を進めます

中児童館の安全対策

- ・耐震性を満たさない現施設は取壊しを進め、移転新築までの間、代替とする施設(仮設施設や別の既存施設利用)を早期に検討し設置します



4. 造成及び建物配置計画の見直しについて



【主な見直しのポイント】

① 駐車場と調整池を兼用します

排水方式をポンプ式から自然流下方式に変更することにより、造成工事費及びランニングコストの低廉化を図ります

② 駐車場と防災広場を配置転換します

排水機能の観点から、駐車場(兼調整池)を河川側へ配置転換します

③ 新庁舎を東側へ移動します

保健センターの機能移転を見据え、柔軟なレイアウトが図れるよう配慮します
また駐車場により近く利便性の向上を図ります

④ ホール跡地を防災広場にします

多目的に利用可能な防災広場を整備し、新児童館の屋外遊戯場として利用するほか、新児童館と隣接設置により、子どもの監視体制の確保を図ります

⑤ ニーズを踏まえ各設備を整備します

安全安心への備え、憩いの観点など必要なモノの整備にあたっては町民の意見を取り入れながら整備します

5. 今後のスケジュール

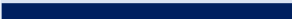
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
説明会	★				
位置条例の制定					
建物の設計変更 造成の設計変更					
開発許可申請					
農地転用申請					
用地取得(議決)			★		
亜炭鉱工事					
敷地造成工事					
建築工事					



不測の日数を要す可能性あり



法令許可



町では、今回の方針決定に基づき、
丁寧かつ早急に新庁舎等整備事業を
進めてまいります。

引き続き、本事業へのご理解をいただき
ますようよろしくお願いします。

御嵩町企画課